

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部) の訂正報告書

株式会社ジィ・シィ企画

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2021年9月6日

【会社名】 株式会社ジィ・シィ企画

【英訳名】 Global Communication Planning Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 矢ヶ部 啓一

【本店の所在の場所】 千葉県佐倉市王子台一丁目28番8号

【電話番号】 043-464-3348(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 坂井 正人

【最寄りの連絡場所】 千葉県佐倉市王子台一丁目28番8号

【電話番号】 043-464-3348(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 坂井 正人

1 【新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の提出理由】

2021年8月24日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1
第2 事業の状況	1
2 事業等のリスク	1

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

2 【事業等のリスク】

(3) その他のリスクについて

④ 訴訟等について

(訂正前)

当社は、2021年6月2日に東京証券取引所から新規上場承認を受け、同日関東財務局に有価証券届出書を提出し受理されたものの、同月24日付で、株式会社モビリティ（以下「モビリティ」）の代理人弁護士より、当社を被告とする旨の特許権侵害に基づく損害賠償請求を提起したとの通知を同月25日に受けたため、有価証券届出書の取下げを行い、新規上場のための手続きを一旦中止しました。

なお、当該訴訟は2021年7月8日に取下げられましたが、モビリティ及びモビリティ・エックス株式会社（以下「モビリティ・エックス」といい、モビリティと併せて「原告ら」といいます。）より、2021年7月12日付で当社を被告とする旨の特許権侵害に基づく損害賠償請求の提起を受け、2021年8月4日に、その訴状を受理しております。

これは、当社の販売する決済端末（VEGA3000）を利用した決済システム（CARD CREW PLUS）（以下「当該製品」）がモビリティの特許権及びモビリティ・エックスの当該特許権の専用実施権を侵害することによって損害を被ったとして、当社を被告として、原告らそれぞれに対し損害賠償として算定される額493,880千円の一部である5,000千円（合計10,000千円）の支払いを請求する旨の損害賠償請求訴訟が裁判所へ提起されたものであります。

当社は、当社の販売する当該製品に原告らの主張するような特許権侵害はなく原告らの請求には理由がないものと考えており、特許権に知見を有する弁護士・弁理士に依頼の上、裁判上で請求の棄却を求めて争う方針であります。しかしながら、当社の損害賠償責任等が認められた場合には、当社の事業や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

当社は、2021年6月2日に東京証券取引所から新規上場承認を受け、同日関東財務局に有価証券届出書を提出し受理されたものの、同月24日付で、株式会社モビリティ（以下「モビリティ」）の代理人弁護士より、当社を被告とする旨の特許権侵害に基づく損害賠償請求を提起したとの通知を同月25日に受けたため、有価証券届出書の取下げを行い、新規上場のための手続きを一旦中止しました。

なお、当該訴訟は2021年7月8日に取下げられましたが、モビリティ及びモビリティ・エックス株式会社（以下「モビリティ・エックス」といい、モビリティと併せて「原告ら」といいます。）より、2021年7月12日付で当社を被告とする旨の特許権侵害に基づく損害賠償請求の提起を受け、2021年8月4日に、その訴状を受理しております。

これは、当社の販売する決済端末（VEGA3000）を利用した決済システム（CARD CREW PLUS）（以下「当該製品」）がモビリティの特許権及びモビリティ・エックスの当該特許権の専用実施権を侵害することによって損害を被ったとして、当社を被告として、原告らそれぞれに対し損害賠償として算定される額493,880千円の一部である5,000千円（合計10,000千円）の支払いを請求する旨の損害賠償請求訴訟が裁判所へ提起されたものであります。

当社は、当社の販売する当該製品に原告らの主張するような特許権侵害はなく原告らの請求には理由がないものと考えており、特許権に知見を有する弁護士・弁理士に依頼の上、裁判上で請求の棄却を求めて争う方針であります。しかしながら、当社の損害賠償責任等が認められた場合には、当社の事業や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、上述のように当社を被告とする旨の特許権侵害に基づく損害賠償請求を提起したとの通知を2021年6月25日に受けたため、2021年7月7日に予定していた新規上場の延期を余儀なくされました。このため、2021年8月31日にモビリティ及び同社の代表取締役に対して、不正競争防止法に基づき、東京地方裁判所に損害賠償請求事件として訴訟を提起しました。